

平井小学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

藤岡市立平井小学校

I いじめ防止等の対策の基本的な考え方

1 いじめの定義、および、いじめ防止の基本的な認識

《定義》

「いじめ」とは、当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的に苦痛を感じているものをいう。

《基本的認識》

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち、すべての子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよういじめ防止等の対策を講じる。

(「いじめ防止等」とは、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」及び「いじめへの対処」をいう。)

2 学校の目標といじめ防止等の取組の関連性

＜目指す子ども像＞（一部抜粋）

○なかよく 挨拶のできる子 思いやりのある子 協力ができる子 感謝ができる子

本校では、めざす児童像の一つに「思いやりのある子」を掲げ、学級経営を充実させたり、「なかま集会」や「たてわり活動」等の集会活動を充実させたり、人権教育を積極的に推進したりすることを通して、豊かな心の育成に努めています。

＜目指す学校像＞（一部抜粋）

- 子どもたちが日々の生活に充実感や満足感をもてる学校
 - ・「優しくした」「優しくされた」と感じられる学校
 - ・安全で安心な環境の中で、のびのびと生活ができる学校
- 保護者や地域から愛される学校
 - ・保護者とともに、児童の成長を考えられる学校
 - ・家庭や保護者と、学校の情報や課題を共有できる学校
 - ・地域の方々が、教育に参画できる学校

また、めざす学校像には、「『優しくした』『優しくされた』と感じられる学校」、「安全で安心な環境の中でのびのびと生活できる学校」を掲げ、人間関係の安定を図る取組を数多く行っています。

さらに、「保護者とともに児童の成長を考えられる学校」「家庭や保護者が学校の情報や課題を共有できる学校」「地域の方々が教育に参画できる学校」を掲げ、保護者や地域の方々とともにいじめ問題についても考えていく「開かれた学校」を目指しています。

3 いじめ問題に関する自校の課題

本校は、学校規模も小さく、ほぼ学年一学級であるために、人間関係は比較的安定している。しかし、平成25年5月に実施した「いじめについて考える23万人アンケート」の結果を見ると、「友達から嫌なことをされた経験があるか」の問いに対して、全体の約27%にあたる51名が「はい」と回答している。

1・2年生の児童に対して、嫌なことの内容を聞いたところ、「悪口」「ぶたれたりけられたりする」との回答が大部分を占めた。「嫌なことをされたらどうするか」との質問に対しては、多くの児童が「やめるように言う」「友達や先生、家族に話す」と回答した児童がほとんどで

あったが、11人の児童は「何もしないで我慢する」と回答している。

また、3～6年生の児童に対して、嫌なことをされた場面を聞いたところ、「休み時間」の回答が圧倒的に多かった。「嫌なことをされるのはどこに問題があるか」との質問に対しては、多くの児童が「嫌なことをする人」「周囲の人」「友達が嫌なことをされてるのを見て見ぬふりをする人」と回答する一方で、「嫌なことをされている人」と回答した児童も15人いた。

このように固定化された人間関係ゆえに、関係を保とうと自己の思いや考えを押さえて、相手の言いなりになったり、極端に気を遣ったりする子も見られるのが現状である。

4 いじめ防止等のための校内組織

(1) 組織の設置

①平井小における「いじめの防止、早期発見及び早期解消等に関する措置を実行的に行うための中核となる組織」として、「いじめ防止推進委員会」を設置します。

②「いじめ防止推進委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、スクールカウンセラーを組織のメンバーとします。また、拡大いじめ防止推進委員会には、他の全職員をメンバーに加えます。

③構成員の追加

必要に応じて、学校医、スクールサポーター、民生委員・児童委員、区長、PTA会長を組織のメンバーに加えることもあります。

(2) 組織の主な役割

①学校基本方針の作成を行う。

②学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

③いじめの相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。

④いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。

⑤本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応する。

5 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取組内容
4月	○ 校内研修「いじめへの対応力の向上」（講師：スクールカウンセラー） ○ 保護者への学校基本方針の説明、相談窓口の周知、いじめ防止に関する話し合い ○ <u>いじめ防止推進委員会（拡大委員会の場合もあり）の開催（毎月、月末）</u> ○ <u>なかまアンケート（いじめ実態調査）の実施（毎月、月末）</u>
5月	○ 「いじめについて考える23万人アンケート①」を実施 ◇ 【市】いじめ問題解決に向けた子ども会議実行委員会参加（生徒指導主任） ○ 前期人権月間の取組…あいさつをはじめとする礼儀、人間関係づくりについて
6月	○ C&S調査（学級満足度調査）の実施①
7月	○ 三者面談

	◇ 【市】 いじめ問題解決に向けた西中校区教育懇談会参加
8月	◇ 【県】 いじめ防止フォーラムへの参加（生徒指導主任、代表児童） ○ 人権ポスター作成 ○ 西中サミット
9月	
10月	
11月	○ C&S調査（学級満足度調査）の実施②
12月	○ 後期人権月間の取組…自己存在感を高めるための工夫について ○ 「いじめについて考える23万人アンケート②」を実施
1月	
2月	◇ 藤岡市いじめ防止「子ども会議」（生徒指導主任・代表児童） ○ C&S調査（学級満足度調査）の実施③
3月	○ 西中校区6年担任による新中学1年生の学級編成会議（6年担任）

II いじめ防止等のための取組について

1 いじめの未然防止に関すること

(1) いじめ防止等のための体制の整備について

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び公表
 - ・学校評議員の意見も参考にしながら、いじめ防止推進委員会において基本方針を策定し、保護者ならびに地域に公表します。また、児童会の意見も方針中に取り入れていきます。
- ② 「いじめ防止推進委員会」の設置
 - ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、スクールカウンセラーを組織のメンバーとし、いじめ防止にかかわる取組を推進します。臨機応変に拡大委員会も開催します。
- ③ いじめへの対応力の向上を図る研修の推進（校内研修）
 - ・市教委指導主事・管理職・スクールカウンセラー等を講師に「いじめ対策推進法」をはじめ、国・県・市・本校のいじめ防止基本方針等について共通理解を図り、日常観察のあり方、いじめを発見したときの具体的な対応、該当児童のケアの仕方についての指導力を高めます。

(2) すべての児童が、安心して生活できる安全な学校づくりについて

- ① よりよい人間関係を築く力と自主的・実践的な態度の育成
 - ・児童同士が認め合える関係の構築を学級経営の基本に据えます。
 - ・学校行事等において、すべての児童が活躍できる場面をつくりだし、「他者から認められている」「他者の役に立っている」という自己有用感を高めることで、いじめに向かわない児童を育てます。
 - ・異学年集団（縦割り班）活動を通し、思いやりの心や協力する態度、高学年児童のリーダーシップ等を育てます。
 - ・授業中の正答以外の発言や、自分と異なる意見などについても、そこから学ぶ姿勢や態度を育てます。

- ・学期に一度、C&S調査（学校満足度調査）を行い、子どもたちの人間関係の把握をします。

(3) 児童の居場所づくり・絆づくりと自尊感情の育成について

① 人権教育、道徳教育および体験活動等の充実

- ・人権教育の基盤をなす「常時指導」（常にお互いを大切に作る指導）を授業や給食、清掃、休み時間等、児童が学校で過ごすすべての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進めます。
- ・5月～6月、11月～12月にかけて人権月間として、人権を意識した取り組みを集中的に行います。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。学校行事には必ず道徳教育に関するねらいを設定します。また、道徳の時間の指導については、規範意識、信頼友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した道徳的価値を重点的に扱い、児童がじっくりと考えられるようにします。
- ・一人一鉢運動や生活科や総合における栽培活動、および5年生の命の講座等を通し、生命尊重の態度を育てます。
- ・情報モラル教育を推進し、インターネット上の危険を理解させ、トラブルに巻き込まれないように自分で考え行動する意識を身につけさせます。

② 学力の保障（わかる授業）

- ・すべての児童が活躍できる授業を目指し、学習に対する達成感、成就感を育てます。
- ・複数教員による指導等を通し、個に応じた指導を徹底し、基礎的な学力の保障をします。
- ・「自己存在感与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を活かした授業づくりに全教職員で取り組みます。

(4) いじめを絶対に許さない学校風土の醸成について

①児童会を中心とした「いじめ防止活動」の実施

- ・本校では自分の考えを伝えられる子どもの育成を図るために、集会活動の充実を学校の重点的な取組の一つにしています。集会活動の中心となるのが「なかま集会」です。（な「仲よく遊ぶ」か「かしこく考える」ま「まじめに取り組む」集会）この集会は、児童会を中心に月ごとの生活目標を自分たちで考え、学校行事や道徳の時間の指導、縦割り集会等と関連させ、意識を継続しながら生活改善のために取り組むものです。特に人権月間との関係から、5月の目標は「新しい先生や友達と仲良くなろう」となっており、あいさつ強化週間や縦割り班でみんなが仲良くなる遊び等に取り組みます。また、12月の目標は、「『一日一善』を意識して行動しよう」となっており、縦割り班の中でお互いのよいところを伝え合う活動などを行います。
- ・児童会本部役員が、藤岡市いじめ撲滅宣言をなかま集会で読んで確認したり、各教室に掲示したりして共通理解を図ります。また、2月に実施された「藤岡市いじめ問題解決のための子ども会議」の協議内容を、3月のなかま集会で紹介します。

②小中連携による「いじめ防止活動」の実施

- ・ 8月に藤岡市立西中学校にて、西中校区の美土里小学校・平井小学校・日野小学校と西中学校の4校の生徒会・児童会の代表者が一堂に会して話し合いを持ちます。(西中サミット) その中で「いじめを防ぐ方法」をテーマに、少人数の班に分かれて熱心に話し合います。また、サミットでの協議内容を、9月のなかま集会で紹介し、共通理解を図ります。

③教職員の人権感覚と指導の在り方の確認

- ・ 児童一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接します。教職員の人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長することがないように心がけます。

④いじめを許さない校内環境の整備

- ・ いじめ防止ポスターやいじめ標語等を作成し学級に掲示したり、「群馬子どもいじめ防止宣言」を掲示したりして、いじめを許さない気運の醸成を図ります。また、一人一人の頑張りを紹介した掲示物等の工夫にも努めます。

2 いじめの早期発見に関すること

(1) いじめの実態把握について

① 教職員による日常観察と情報の共有

- ・ 規模の小さな学校のよさを活かし、全職員で全校児童に目を向け、サインを見落とさないようにします。担任の授業はもとより、担任外の授業や委員会活動、休み時間等の観察を通して気になることがあれば、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)でメモを残し、いじめ防止推進委員会および全職員で共有できるようにします。

② アンケート調査・面談等による情報収集

- ・ 毎月月末にいじめアンケート(なかまアンケート)を実施します。担任はもとより、生徒指導部および管理職が全児童分に目を通し分析します。いじめの訴えがある場合、または、いじめにつながる兆候がある場合には、いじめ防止推進会議にて検討し、即座に対応します。
- ・ 夏休みには三者(担任、保護者、児童)面談を全員に実施します。また、日頃より担任と児童の二者面談は随時実施し、子どもの変化に敏感に対応しています。

(2) 家庭及び地域との連携の強化

- ・ 学校通信、学年通信、学級通信、学校ホームページ等で学校の様子を保護者や地域に積極的に情報発信していきます。
- ・ 保護者や地域の方にも積極的に学校の教育活動にボランティアとして協力していただいたり、地域の行事に積極的に子どもたちを参加させたりしながら、地域ぐるみで子どもたちに目を行き届かせます。
- ・ 毎月15日は相談の日として設定し、保護者が日常生活の悩み等を学校(担任又は管理職を含む担任外)に相談できる日としています。家庭で気になることがあれば速やかに

学校に連絡してもらうように呼びかけています。また、その中で気になることがあれば、学校に遠慮なく連絡をしてもらえる体制を作ります。

- ・学校評議員会により地域代表の方からいじめ防止の取組について意見を聞いたり、夏休みには「西中校区いじめ問題解決に向けた教育懇談会」に参加し、地域の方からの直接的な考えを聞きいじめ防止に反映させます。

3 いじめへの対処に関すること

(1) いじめの把握と解決に向けた具体的な対応について

①迅速な情報の共有と組織的対応（いじめ防止推進委員会）

- ・いじめの情報（気になる情報も）をキャッチしたら、迅速に臨時いじめ防止推進委員会を開き、対応方針[情報の整理、事実確認（被害者、加害者、情報提供者等）、個別指導、全体指導、保護者ならびに関係機関への協力依頼等]を決定します。
- ・いじめの経緯、指導等の全容を記録に残し、説明責任を果たせるようにします。

(2) 関係諸機関との連携の強化について

①関係諸機関との連携

- ・いじめの重大事態の恐れがある場合には、市教育委員会に報告し、対応方針について指導・支援をしていただきます。
- ・その他、いじめの内容により、県関係（総合教育センター、いじめ生徒指導相談室、児童相談所、少年育成センター、心の健康センター）および市関係（子ども課、福祉課、適応指導教室）各機関と連携し、対処に当たります。

②警察との連携

- ・いじめが犯罪行為としてとりあつかわれるべきものであると認められる場合、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合には、警察と連携を図り対処に当たります。

(3) いじめの再発防止に向けた具体的な対応について

①被害児童ならびに保護者に対する支援

- ・学校は全校体制で被害児童を守ります。授業時間はもとより休み時間についても目を離すことがないように対処します。
- ・スクールカウンセラー等の専門家を介して被害児童の心のケアを行うとともに、児童・保護者の要望に誠意を持って応えるよう努力します。

②加害児童ならびに保護者に対する指導・助言

- ・いじめはいかなる理由があっても人権を侵害する決して許されない行為であることを理解させます。
- ・いじめを生んだ背景を分析し、保護者との連携を図りながら、その排除に向け指導、助言します。

Ⅲ 重大事案への対処について

いじめの重大事態の疑いに関する情報を得た場合や、重大事態が発生した場合は、以下のフロー図を踏まえて対応します。

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止推進委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録を行い、その後全職員で共有する。
- いじめの事実確認を行い、結果を藤岡市教育委員会（以下：市教委）へ報告する。

重大事態の発生

- 以下のいじめに関する重大事態が発生した場合、市教委へ報告する。
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」
(児童が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
(年間 30 日を目安。数日間等の連続して欠席しているような場合も迅速に調査に着手する。)
- ※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

市教委への報告をもとに、重大事態の調査の主体を判断します。

◎ 学校が重大事態の調査主体となった場合

市教委の指導・支援のもと、以下の対応に当たります。

- ① 校内に重大事態の調査組織を設置します。
校内「いじめ防止推進委員会」を母体として、被害・加害児童の担任により組織します。なお、公平性・中立性確保のため、専門的知識及び経験を有する第三者の配置を市教委へ要請し、配置が可能な場合には委員に含めます。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施します。
いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。
※客観的な事実関係の調査を優先します。
※これまでに学校で先行して調査した資料があっても、資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施します。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供します。
調査によって明らかになった事実関係について、経過観察を踏まえながら、情報を適切な方法で提供します。(個人情報に配慮。アンケート実施時に事前に説明)
- ④ 調査結果を市教委へ報告します。
いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添えます。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。

◎ 市教委が重大事態の調査主体となった場合

市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

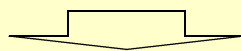
IV 取組の検証と見直しについて

学期単位を1サイクルとして、組織マネジメント（PDCA）を活用し、いじめ防止への取組について見直します。

いじめ防止等の取組の検証と見直しのためのフロー図

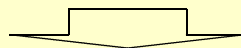
PLAN

- 学期末の評価（見直し・修正）を踏まえて、今学期の「いじめ基本方針」を策定する。
- いじめ基本方針を保護者や地域に公開する。
- いじめ基本方針（修正案）を職員間で共通理解する。



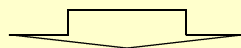
DO

- いじめ基本方針に基づき、いじめ防止等の取組を推進する。



CHECK

- 日常観察（5W1H）によるメモ（記録）
- いじめ実態調査（毎月）
- 学級満足度調査（每学期）
- 児童・保護者からの主訴



ACTION

- 毎学期末に取組の成果と課題を明らかにして、いじめ基本方針の見直し、修正を行い、次学期へ活かす。

